

会議等結果報告書			
会議区分	会 議 ・ 打合せ ・ 協 議	文書番号	273
		決裁期日	平成24年3月13日
名 称	上富良野町協働のまちづくり推進委員会（第8回）		
日 時	平成24年3月9日（金） 午後6時30分～午後7時34分		
場 所	ひかり寿し		
出席者	委員9人 町民生活課事務局3人 合計12名		

内 容

〔進行：町民生活課長〕

あいさつ

三島会長：2年間、皆さんと一緒に勉強したり、学んできたが3月31日に任期満了となる。それに伴って会議終了後、懇親会を行う。それでは議題に入りたいと思う。

議 題

1 まちづくり助成金（案）

吉岡主幹：今回は時間が押したためこの話ができなかったが、できるだけ分かりやすい言葉にするという意見もあり、それらに留意して作成したい。

- ・ この4月からNPO法が改正適用となり、対象分野を3つほど増やしている。
- ・ 助成金の交付は、プレゼンテーションではハードルが高いため、申請は書面とし、協働のまちづくり推進委員会で審査をして決定する。
- ・ 札幌市のものをなぜモデルにしたかというと、講演会の講師の東田さんから、「民間企業から、業務命令で行政と協働の勉強するよういわれた方が、NPO法人に入り、活動が高じて、会社を辞めて、NPO法人の事務局長になり、札幌市から3年間の期限付きで、協働担当課長として迎えられ、そのときに作ったのが札幌市のさぼーとほっと基金、行政が作ったようなものでなく、非常によく考えられた制度で参考になる。」と紹介されたものです。
- ・ スタートアップ助成は助成額が少ないと思われるかもしれない。札幌市や旭川市などでは、NPO法人などに活動場所を提供して、パソコンやコピー機、印刷機など無料で使えるようにしているので、備品は購入する必要がない。上富良野町の場合はそういうものが用意されていないので、備品も必要になる。その辺も含めて、この会の中で協議していただきたい。

ちなみに茅ヶ崎市などでは、助成を受けたことのない団体の活動を軌道にのせるために、他の補助金等を除く対象経費の90%又は10万円のいずれの低い額を出している。これは1年目限りだが、この助成を受けた団体と設立後2年以上の団体には、活動の発展を目的に新たに行う事業に、他の補助金等を除く対象経費の80%又は60万円のいずれの低い額を出している。この助成は3回までとあるように手厚い。

- ・ 助成対象経費はあくまで事業に係るものということで、通常の会の運営費は基本的に入っていない。報償費のボランティアは、わかりにくくなるため省かせていただいた。
- ・ 審査は、助成できないと言える理由がない場合は基本的には助成できることになると考え

ている。

島瀬委員：スタートアップ助成は5万円までとなっているが、そこはこだわらないのだろうか。

吉岡主幹：あくまでたたき台であり、変えられる。

島瀬委員：予算はいくら組んでいるのだろうか。

吉岡主幹：今年度は頭出しというか初年度なので30万円である。

久我委員：この助成金は新規で立ち上げた事業だけの助成で、今まで継続してきた事業に何かを増やしても助成はできないのだろうか。

北川課長：私見だが、既存の事業に助成すると際限なく広がっていく。もともとある団体が新たな事業を展開しようとするときに、資金があると取り組めるということなら、それを支援していきたい。また、今回決めたからといって縛るのではなく、使い勝手が悪いのなら使いやすいようにしたい。ただ、何でもありにしてしまうのも問題なので、取扱基準みたいなものを作らなければならないと思う。要綱は直すことはできるので、委員会の中で直す意見があって、それを受けて町の中で協議した上で、制度改正はできる。まず第1段階として始めたい。

三島会長：たんぼぼの会も託老だけで始め、その後喫茶店を始めた。中茶屋に行った時も器具などが必要だった。

北川課長：拡充したり、違う場所でやるのなら新規にはならないが、きちんと差をつけなければならない。NPOやNPO法人に限ってしまうと厳しいと思うが、そこから始まって、それでやってしまうのも手だと思う。NPOと言えば体協や文化連盟もNPOになる。そういうところが新たに何かをやりたいという場合や、今言ったように拠点をもう1つ作る場合、どのように扱うかは基準を決めなければならない。

久我委員：例えばたんぼぼの会で託老所を2ヶ所やっているが、もう1ヶ所増やす場合は対象になるのだろうか。また、託老所以外で家事支援みたいなことをやっているのだが、そういう事業を拡充するための費用みたいなものは助成の対象となるのだろうか。

北川課長：今の意見では拡充だけではつらい。その部分も含めてどういう場合は大丈夫で、どういう部分はだめなのかをきちんと詰めなければならない。今までは町の決裁だけで事業認定して補助を決定していたが、今回はこの委員会で1度協議していただく場も必要になる。そういう部分も要綱に入れていくかという部分もある。

久我委員：拡充する場合はたんぼぼの会だけでお金を出すということだろうか。

北川課長：託老などは公共性が高い事業であり、それを他の事業と一緒にしていいかということ、そうではないと個人的に思っている。その部分をどうやって判断していくかということのも要綱制定の時に必要なことなのかと思っている。

三島会長：たんぼぼの会も来年10周年だが、書類が増えている。事務所が無く、個人の家に書類を置くのは厳しい。

吉岡主幹：どこかをNPOなどが占有できる場所があればいい。町の方でも検討しなければいけない。

三島会長：空き店舗などを町が一括で借りて使うこともできないか。

島瀬委員：形としては社教センターの団体室のような方式で、他の場所を使うということだろうか。それなら備品もある程度共有できる。

吉岡主幹：大まかにパーテーションなどで、分けるという方法もある。そういう場所は町が用意できれば一番いい。それが今後の課題である。この要綱も課長が言うように今回決めたら変更できないということではないので、運用しながら直し、実態に合わせていきたい。協働のまちづくりの委員会で審査をするので、その中で判断していくこともできる。

瀬川委員：この推進委員会で審査し、町で決定するようだが、この委員会はそういう立場にいるのだろうか。

北川課長：札幌市のものはこうなっているが、要綱の中で、我々としてはこういう優先順位でやっていきたいという協議の形で終わらせることもできる。適している、適していないという判断を仰ぐのではなくて、協議していただくという場面もあるかと思う。急ぎの時もあるし、どうしても会議を開くのであればスピード感がなくなる。

瀬川委員：その時、その時で出席人数にも大きく差が出てくる。例えばそのNPOに反対的な人ばかりがその会にたまたま出てしまうことも考えられる。絶対に出てもらうという縛りが必要になったりするのだろうか。推進委員会はそういうものではないのではないかと思う。

北川課長：公平な立場で考えてもらわなければならない。やはりスピード感も必要なところがあるので、そこはある程度弾力的な運用が図られるように、やってみないとどれだけの事業量があるのかもわからない。公共性があって、その団体が本当に事業に取り組みやすいという環境を作るのが第一義的な目標である。ぜひ有効な活用ができるということが願うところである。協働につながっていくということが一番のポイントなので、単純にこの事業をやってよかったではなく、公共性あって、協働のまちづくりにつながっていくというのが、必要なことだと思っている。これによって、一步でも協働のまちづくりが進むということが大事である。

吉岡主幹：札幌の場合は、協働のまちづくりの委員が10名である。審査をするのがそのうちの5名と決まっており、10名の会議もあれば、今回審査だから5名だけというふうにやっている。委員はNPOを実際にやっている人、中間支援組織というNPOを主導支援する組織の人、大学教授などである。

北川課長：そういう人たちは上富良野町では望めないの、協議はするが決定は町がするほうがいいのではないかと。活動自体にも差があるので、札幌のものをすべて飲み込むことはできないと思う。いろいろな先進地もあるので、いいところを参考にし、上富良野町バージョンを作るといいと思う。

久我委員：これから協働の委員会も成長していき、組織を含めて場合に依ってどういうふうに参加したらいいのかを検討しなければいけないということだろうか。

吉岡主幹：今からすべてのことを想定することは難しいので、いろいろと考え、役場で担当者や課長が決めてしまうのではなく、委員会の意見をいただきながら、助成できるか話し合いたい。これもまた作って育てていくような要綱になるのかと思う。

松下副会長：登録団体とするとあるが、どういうふうな形で登録するのだろうか。また、対象分野に「前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動」となっているが、これは町の条例で定めるということありえないのだろうか。おそらく法律上の文言だからこうなったと思う。道の場合は市町村を包括した地方公共団体だから道の条例で支配されることはあるが、指定都市の条例で定めることまで入れる必要があるのかと思う。そして、助成は既存のNPOの活動の助成になるが、むしろ重要だと思うのは、もっとNPOを町内に増やしていくことなので、そういうことではっきり入れておくといい。スタートアップ助成もあるが、もっと強く表に出す方法がないのかと思う。

北川課長：1点目の登録団体はあくまでも札幌のやり方で、かなり熟度の高い制度である。上富良野町では、何かをやるとうとする段階で登録ということはわからないと思う。要綱自体も広く周知しない限りわからない。そこも当然検討する余地がある。分野もこれだけの幅の広さがあるが、あまりにも広い。ただ、これくらいの広さがないとNPO活動もできないので、冠に、「協働のまちづくりにつながっていく公共性のある事務事業に対する助成をしていきたい」

ということが入って、その内容がこういう活動だということで、例示で要綱の中の別表に入るかもしれない。これは参考で、これが決まっていくものではなく、こういうもののいいところを取り込んでいきたい。

吉岡主幹：ただ、項目はNPO法で言っていることなので、削除するには理由が必要と思う。

松下副会長：20番目までの項目はいいのだが、20番目の表現の部分を要検討にしてほしい。

吉岡主幹：これが各市町村の条例のことを謳っているものなのか、都道府県単位で決めるものなのか確認する。登録については、札幌市は別に要綱があり、委員会で審査している。

持安委員：もっとわかりやすくしてほしい。例えば、申請するにしても1つの様式を少し埋めればで上がるものもいい。スタートアップ助成のところ、5人以上で構成されるということだが、そういう人たちへの助成は3年を限度に対象事業費の2分の1となっている。何がスタートするか考えると、まずは意識を高めるための講習や講演になってくると思う。上限5万円の2分の1で果たして自費を出して、スキルアップを図ろうという気になるのだろうか。そこを少し工夫していただければ取り組みやすい。

吉岡主幹：先ほど参考にした茅ヶ崎市のように上限10万円又は90%以内の低い額というものがある。自治活動奨励補助も最低の率で3分の2以内であり、率が高い。そういうふうにもそこについてもご意見いただければと思う。

松下副会長：スタートアップ助成の中で、3年を限度に助成するとあるが、1事業について助成対象2分の1ということは、1事業で5万円だから3×5万円で15万円ということだろうか。

吉岡主幹：毎年5万円ずつで15万円である。ただ、札幌市などでは備品などがそろっているところを無料で使ってもらうからこういう額であり、助成もあくまで事業に対してである。うちの町の場合そういうものが用意されていないから、たんぼぼの会の立ち上げの時に出したような1年目30万円、2年目20万円、3年目10万というような形のものもいいのか、補助率についても2分の1がいいのか、3分の2の方がいいのか、実態に合わせるとどれくらいが一番いいのかということである。

北川課長：これは札幌のものを基に作成しているので、副会長が仰るようになじまないところを直していかなければならないと思う。

持安委員：先ほどあった助成分野についても、NPO法ではなく、町に合うものにして、その他NPO法によるというふうにしてあげたいと思う。

島瀬委員：これはすでに予算化されており、新年度から始まるそうだが、この要綱はいつまでに作らなければならないのだろうか。

吉岡主幹：年度途中で補正で予算を付けることが難しいというので、当初予算に組んでいる。

これは目玉事業で、政策調整会議で揉んでもらうのでその前に原案を作る。今は3月議会で忙しいので、まったくそれどころではない。4月からの適用は難しい。

瀬川委員：たんぼぼの会に助成した30万円、20万円、10万円というのは1つの判断基準になってくるのではないかと。

吉岡主幹：スタートアップ助成はもう少し考えなければならないことと、全体にもっとわかりやすいものにしたい。

2 委員の改選について

吉岡主幹：前に申し上げたようにいろいろな団体の宛職が、農協、商工会に集中するため、なかなか人材がないということで外させていただいた。また、最低でも2分の1は出席できるようにしたい。今回は15名ということだったが、推せんいただく団体をどう増やしても少なく、結果、公募枠が6名と無理があり、実態に合わなかった。次回は公募枠4名と、NPOから2団

体で1名ずつ、社会福祉協議会から1名、ボランティアの関係者から1名、住民会長連合会はこれまでは2名だった推せんが厳しいということで1名、女性協の方は男女共同参画の推進からも必要なことから1名としたい。

3 その他

持安委員：この前の委員会の時にあった、たんぽぽの会についての話し合いはどうなったのだろうか。

吉岡主幹：保健福祉課には話をしてみたが、空き店舗対策の商工会と託老事業とは、全く性質の違う話なので難しい。

北川課長：この会でどうこうする問題ではないのではないか。当事者で話してもらわなければならない問題だと思う。委員会の中で話が出たから変だという話が出たのかもしれないが、それはここの推進委員会で話す内容のことではないと思う。

会議終了後、懇親会を行う。

上富良野町協働のまちづくり推進委員会 委員名簿

任期：平成22年6月29日から平成24年3月31日まで

8

	所属団体・機関の名称	氏名	備考	3月9日
1	住民会長連合会	上村 勉		
2	住民会長連合会	松下 力		
3	社会福祉協議会	持安 弘行		
4	NPO法人たんぽぽの会	三島 功士		
5	ふらの農業協同組合上富良野支所	瀬川 英樹		
6	商工会	近野 直紀		×
7	生活安全推進協議会	島瀬 良一		
8	女性連絡協議会	中澤 正子		
9	リフレッシュ・マイタウン・かみふらの	奥田 哲也		×
10	公募	大内 和行		×
11	公募	徳武 良弘	8/15退任	
12	公募	久我 みち子		
13	公募	平倉 範子		

9